

第6回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日 時：平成 17 年 7 月 23 日（土） 13：00～16：00
会 場：国民宿舎水郷 多目的大ホール
議 事：

- (1) 開会
- (2) 第 5 回協議会の結果
- (3) 自然再生全体構想（原案）について
 - ・自然再生目標（承認済）
 - ・事業内容（修正案）
 - ・役割分担（修正案）
- (4) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第 7 回協議会の進め方（案）
- (5) 閉会

議事要旨：

1. 自然再生全体構想（原案）について

委員の変更について承認する。

自然再生目標の配慮事項「自然と人の暮らしの共存」は、堤脚水路の形態や農地の存在状況を確認した結果、変更なしとする。

自然再生目標の配慮事項「きれいな水の再生」の説明文章を最大 2 行にする範囲内で文言の修正案を事務局で作成し、次回提示する。

各主体ごとの役割分担の文章、及び、役割分担表に「計画立案」を追加し、全委員が計画立案に参加する形に修正する。

役割分担表は、専門家の「施工」「環境管理」「環境モニタリング」欄の「助言」を「 」に修正する。

自然再生事業の進め方のフローを全体構想に追加する。

全体構想（原案）についての意見を、アンケート形式で委員から募集する。

2. 今後の進め方

協議会での意見、及び全体構想についてのアンケート結果を基に事務局が修正した「自然再生全体構想案（素案）」を次回協議会開催前に委員に送付する。

次回第 7 回協議会は、10/2(日)に茨城県環境科学センターにて開催する。現地を見る時間を設けるとともに、事前に配布した自然再生全体構想案（素案）について協議を行う。

9/11(日)に霞ヶ浦環境科学センターにて第 2 回霞ヶ浦の湖岸環境に関する勉強会を開催する。講師は東京大学西廣氏で、霞ヶ浦における湖岸植生の現況と変遷等についての話題提供と質疑応答を行う。

以 上

第6回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

議事録

日時：平成17年7月23日

13:00～16:00

国民宿舎水郷 多目的大ホール

1. 開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

第6回の霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会にご参加していただきありがとうございます。

前回、自然再生の全体目標の配慮事項において一部保留事項がありましたが、ご承認いただきました。また自然再生全体構想に記述する自然再生事業の概要については、自然再生目標の個別目標を充てることで、引き続き事業内容や役割分担について議論したところです。

それから、7月8日には、平井先生に講師をお願いして、霞ヶ浦の湖岸環境に関する勉強会及び懇談会の第1回を開催させていただいたところです。これは平日でしたが、委員の皆様、一般の方々も多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。

今日は、自然再生目標の配慮事項、事業内容を事務局で整理してきました。その内容のご確認と、役割分担の修正案について、再度、委員の皆様にアンケートをさせていただきまして、それをもとに整理してきましたので、ご議論いただきたいと思います。

また、今後の進め方は、本日の資料の中に自然再生全体構想の原案がありますが、既に5回の議論を重ね、相当煮詰まってきたこともあり、今までの協議内容をもとに、全体構想ということでまとめてみました。

次に自然再生の全体構想を踏まえ、具体的に実施計画を策定していくところですが、今後、事業を具体化するに当たっては、じっくりと皆さんと議論しながら、よりよいものをつくっていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

本日の進め方ですが、第5回までの議論をまとめた自然再生全体構想の原案を本日お配りしております。今日の原案はまだ不十分なものだと思っておりますので、今日の議論を受けた中で、この構想案を再度皆様に素案としてお送りして、できれば次回の第7回で早目に構想を取りまとめて、実際の実施計画の内容の議論に移りたいと思っております。できれば第7回は構想をまとめて、その構想を手元に持って、現場に行って実際に何をしていくのかという議論に進めればと思っております。

本日の会議時間は3時間程度を予定しております。円滑な協議の進行にご協力をお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思っております。前田会長、よろしくお願いいたします。

【前田会長】

それでは、議事に入らせていただきます。

2. 第5回協議会の結果

【前田会長】

まず、第5回協議会の結果から、事務局の方で資料の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料の説明をします。

まず、議事に入る前に、協議会委員の変更についてお知らせします。「委員の変更について」という資料をごらんください。

委員の変更について資料説明

続きまして、資料 1、第5回協議会議事要旨をごらんください。

第5回協議会の結果及び宿題の説明

- ・ 自然再生目標の配慮事項の留保部分について（資料1、議事要旨 ）

第5回協議会で、留保つきで承認するや、事務局で文言の修正を行うといった宿題の部分がありますので、事務局で整理した案を説明します。

議事要旨の 、 、自然再生目標は、全体目標、個別目標を承認し、配慮事項は「自然と人との暮らしの共存」について修正ありの留保つきで承認する。これについて、「配慮事項の中で「自然と人との暮らしの共存」の中で、堤脚水路の管理者を事務局で整理し、その結果をもとに必要な応じ文言の修正を行う」というところす。

これについては資料 2の2ページを右下の部分です。配慮事項として、「自然と人の暮らしの共存」の中で、「自然再生と住民の安全や漁業などの現状の活動と整合」というところで、「漁業など」に農業という言葉も入れるべきという意見が前回出され、それに対して堤脚水路の形態や農地の存在状況の確認などを事務局に宿題で残されており、それを整理しております。

堤脚水路はすべて国有地内にあります。使われ方は、ハス田への取水が堤脚水路からポンプを使って行われているという実態があります。それから、田村・沖宿・戸崎の土地改良区の排水機場があります。また、田村の浚渫ヤードの一部にわずかに農地がありますが、ここについては民地で、今回の事業の対象区域ではありません。

以上を踏まえ、配慮事項の事務局案は、自然再生の対象区域は湖岸域で、ほとんどが水域であるということ。また、水域の部分には漁港があり漁業とのかかわりが大きく、事業の実施をする上で漁業者との調整が必ず出てくるということ。それから堤脚水路については、若干農業利用がされている実態があるが、河川区域内であり、堤防の排水を主目的としてつくられたものであるということで、対象区域とかかわりの大きい漁業は例示として示し、農業は主目的ではないということで例示せず、「など」に含まれると解釈したいと整理しております。

結果として、前回第5回の協議会で示したとおり、変更なしで行きたいと考えております。

- ・ 自然再生事業の概要について（資料1、議事要旨 ）

続いて、議事要旨の、「自然再生全体構想で記述する「自然再生事業の概要」は、自然再生目標の個別目標を充て、文言上の整理は事務局で行う」について、資料 2の4ページをごらん下さい。左上の方に、「自然再生事業の概要（事務局案）」と書いてあります。

「本地区での自然再生事業の概要は、自然再生全体目標を達成するための個別目標を事業内容とし、具体的な施策については自然再生実施計画書で明記する」。具体的には、全体目標を達成するために、ま

ず個別目標を設け、個別目標を達成するような施策の全てを事業内容とする。具体の施策は、実施計画書を作成しながら定めていくということです。

この文章については、わかりづらいという意見を協議会がはじまる前に事務局に頂きましたので、次回もう少しわかりやすい文章として提示したいと思います。

・役割分担について（資料1、議事要旨 ）

続いて議事要旨の 、公募委員の役割のところ若干不足している言葉があるという指摘があり、一つは、公募委員が施工に参加できないという文章になっていましたので、それを資料2の5ページのように訂正。

それから、この場で訂正したい部分があります。公募委員の役割分担の中で、「団体と個人の立場から、前浜等の施工への参加」という文章があります。「前浜等」という言葉ですが、前浜をつくることが前提となっているかのような表現ですので、「前浜等の」という前文をとり、「施工への参加」とします。同じように、行政、国土交通省、水資源機構も同様に「前浜等」をとりたいと思います。

続きまして、議事要旨の、「役割分担については、項目の追加と主に分担できる項目について、公募委員にアンケートを配布し、その結果を事務局が取りまとめる」です。

次に、アンケート結果の中の、その他という意見について説明したいと思います。

その他のところで「計画」という項目を追加している委員がおられまして、事務局としては、本協議会の設置要綱第5条に協議会の所掌事務の中に全体構想、実施計画の策定という所掌事務があるので、その中で読み取れるということで、計画を外しておりましたが、やはり計画については、この協議会全体で決めていく部分ですので、計画という枠を追加して整理したいと考えております。

資料2、6ページの表に「計画」という欄を設けて、これは協議会の中で定めていくことですので、専門家、公募委員、行政、すべての方に「 」をつけたいと思います。その部分について修正させていただきます。

続いて7ページのその他の追加項目で「背後地ハス田の基盤整備」という意見がありますが、これは事業の対象区域外ですので、役割分担には含めず事業を進める上での配慮事項としたいと思います。

その下の「企画」は、環境学習、エコツアー、管理運営等の企画提案ということのようですので、環境学習や環境管理の実施計画を策定していく過程に含まれるという整理にしたいと思います。

その下の「水質への配慮」は、環境モニタリングに含まれるとし、事業区域内で考えると整理したいと思います。

その下の「フォローアップ」は、モニタリング結果を同様の他の事業に生かすということで、広報活動の一部として整理したいと思います。

議事要旨で、宿題や留保事項になっている部分の事務局での整理は以上です。

【前田会長】

留保事項、宿題についてご了承いただけますか。ご意見等あればお願いします。

【高村委員】

（役割分担のところ）専門家のかかわり方ですが、「助言」と書いてあるところを「 」にしたほうがよいと思います。この自然再生協議会は専門家の方も主体であり、一緒にやっていくということで、単なる助言者ではなく、主体者としてかかわっていただきたいと思います。

【前田会長】

このままの書き方だと、例えば平井さんとか私は手を汚してはいけないということですね。参加と

という意味で考えると「 」にして構わないと思いますが、事務局、どうですか。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【前田会長】

では、高村委員のいわれるように「 」にします。

【有吉委員】

資料2の3ページに「土地改良区の排水機場あり」と書いてありますが、揚水も兼ねている機場なので「揚排水機場あり」になります。

【前田会長】

これは間違いですね。ほかにいかがでしょう。

【浜田文男委員】

その上のところですが、「ハス田への取水は、行われている模様」は、実際に取水が行われているのでおかしいです。

【前田会長】

規則はともかく、実態があるということですね。それを確認しているという意味ですね、事務局。この「模様」というのは明確化するようにお願いします。ほかにいかがでしょう。

【荒尾委員】

事務局から計画について、役割分担の中に加えるという話があったので再度確認ですが、資料2、6ページ役割分担表に「計画」が入るということによろしいですか。

【前田会長】

全員が計画に参画します。よろしいですね。確認しました。今までのところについては、よろしいでしょうか。

役割分担について、そもそも役割分担とは何かということ、事務局、もう少し補足説明して下さい。要するに、ここで書いたら誰々は何をやるという形になるのか、最終的にはどのような手続で何を行っていくことになるかを、補足して下さい。

【事務局】

全体構想をつくった後に、実施計画をと話をしているのですが、では実施計画とはどのようなものなのか、事務局でも議論をしているところです。例えば6ページ役割分担表の施工のところ、それから環境管理、モニタリング、この表の縦ごとに実施計画を一つづつ作っていくという方法もあります。また役割分担を横切りで、実施主体が誰で、誰が何に対して何をするのかということ、当然、構想を逸脱しない範囲の中で、この協議会の場で協議をしていくわけですが、設置要綱をよく読むと、構想はこの協議会の中で策定をする。実施計画は、その実施主体が策定をするのだけれど、それについてこの場で協議をすると設置要綱はなっています。

実際に、この構想ができ上がって一番最初に実施計画をつくるのは、当然対象区域の基盤の整備をどうしていくのか、おそらく国交省があそこの整備をどうしていくのかという実施計画をつくる。それを皆様方と一緒にここで協議をして、その整備をするのが一番最初。それも、すぐ全体を全部何かしてしまうのではなく、ある対象区域を少しずつやって、様子を見ながらやっていくことになると思います。

それができた中で、同時並行的にそこでのモニタリングや、環境学習をするという実施計画が、そこでまたできてくる。それはまたこの協議会の中で協議をして、実施計画をつくるという形になるのかなと。一番最初に構想ができたから、すべての実施計画を全部作り上げてしまうというのは、実

際にはなかなかできないのかなと考えます。

ただし、今回の構想の中でも、構想策定、役割分担を決めるに当たって、皆様方から、何をやるか、事業の内容がわからないのに役割分担はないだろうということで、いろいろなアンケートをいただいて、こんなことしたらいいのではないかというアイデアは沢山いただいています。実際にこの区域でできるできないは、ある程度この構想に基づいて、この協議会の場で共通認識としてオーソライズできればと思います。

そこで次の作業としては、この構想がまとまったならば、皆様方からいただいたアイデアを実際に実施計画をつくる前に、それぞれのアイデアがどのようにできていくのかを、この協議会の中で皆様方と協議しながらオーソライズしていく。それに向けて実際に個別の実施計画を積み上げていく。事務局としては手探りですが現段階ではそのように考えています。

【前田会長】

ありがとうございます。これで、事務局としての説明は完結していると考えてよろしいですか。

【事務局】

6ページの役割分担表をご覧ください。これはアンケートに基づいて役割分担表を整理した表ですが、この表のとおりでして、専門家の方にも施工に参画していただくため、「助言」から「 」になりますが、そのほか環境管理、環境モニタリングについても助言をいただき、環境学習に参画していただく。

それから公募委員で、団体、個人がありますが、施工から広報活動まで全て参画していただく。

それから行政ですが、国土交通省は、全ての項目に参加する。水資源機構は、施工の部分や環境管理、環境学習に参加いただく。茨城県は、環境学習、広報活動で参加していただく。地元の行政市として、土浦市、かすみがうら市は、環境管理、考えられるものとして、ごみの収集などそのような部分を請け負っていただくのではないかと。

【霞ヶ浦河川事務所長】

それで、次の段階で役割分担に基づいて事業計画を、実施者が実施計画をつくることになっております。実施者はだれかということ、専門家、団体、個人、国土交通省、水資源機構、茨城県、土浦市、かすみがうら市、それぞれが実施者になると理解しております。

また、これはここで議論をしていただきたいのですが、想定として、例えば国土交通省とありますが、私どもはこういう施工、こういう環境管理、こういうモニタリング、こういう環境学習、こういう広報活動をそれぞれします、という事業計画をつくることになります。私どもが実施者としてつくる。

水資源機構は、実施者としてこういう施工をしたり、こういう環境管理をしたり、こういう環境学習をします、ということをつくると思います。

同様に、公募委員の皆様にも、それぞれの団体の方々、個人の方々が、こういう施工をして、こういう環境管理をして、モニタリング、環境学習、広報活動を、私たち又は私たちの団体はします、という実施者になり事業計画をつくっていく。

というように、それぞれ皆さんが事業計画を持って事業を進めていくのではないかと理解しております。

【前田会長】

そうしますと、個人の方がたくさんいますが、個人個人の実施計画があるということですね。全体の整合性はどうなるわけですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

個人個人か、グループになるかわかりませんが、個々に事業計画をつくりませんが、その事業計画の内容については、この場でみんなで協議をしていく。その協議の中で整合性がとれていくかと思っております。

【前田会長】

逆に、この表を見て、計画はいいとして、これの施工実施計画と環境管理実施計画をつくっていく。その中にはそれぞれの役割分担に従って分担があるという発想は可能なのでしょうか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

このところは議論してほしいのですが、私が言ったのは横方向の事業計画でした。前田先生がいわれたような縦方向の実施計画もあるかなと思います。

【前田会長】

要するに、やろうというのではなく、可能性としてそういうのもあるのですかということなんです。

【霞ヶ浦河川事務所長】

可能性としてあります。

【前田会長】

つまり、手続に抵触しない範囲内で、個々の責任を明確にする必要はあるのですが、この協議会としてある形をまとめるときに、どういう形で仕事を進めていくかということの合意を皆さんにいただかなければならないのですが、その時にどっち側の考え方でいくかということのところが一つの分かれ目になる。個々の方々に、私はこれをやるということを出していただき、それが全体として整合性を持つかどうかをお互いに検討して取捨選択していくやり方が一つはあるでしょう。もう一方では、施工の大枠が見えて、あるいは環境管理の大枠がみんなで相談しながら見えて、ではその中のある部分をそれぞれどう分担するかを協議するというやり方もあるかと思えます。このあたりは、皆さんにご意見をいただきたいところです。

とにかく、今いわれたことは、とりあえず実施計画としては、施工の実施計画ができればいいのですね。そうでないと、何ができるかわからないのに、そこで何をやるかといわれても、お互い困ってしまう。あとは、それを見ながら順番に、それをどう管理し、維持し、どう学習に生かしていくかを見ながらつくっていく。つまり今年や来年にはできないものもあるという発想でよいですか。確認です。

【霞ヶ浦河川事務所長】

事務局としてはそれで特に問題ないと思っております。

【前田会長】

というようなニュアンスで進める。したがって、全体構想の中で先が見えないものを先に大枠を決めるのだから無理な話でもあるのですが、後を縛らないよう、いってみれば具体的でない文言を並べて、とにかく法律をクリアしようという考え方と理解いただければ。したがって、はっきりしてしまうと、それが将来を縛ってしまうという苦しいところもあり、そのあたりをご斟酌いただいて、今までのところについて意見をいただきます。いかがでしょうか。

【植田委員】

5ページの、行政や我々参加者のところ、順序の話ですがとにかく施工がまずあって、それに応じた中で環境や、モニタリングや、6ページの右横に並んでいるものが、下に行きながら行くということですか。

【前田会長】

違います。まず施工ありきではなく、まず計画ありきです。計画があって、目標があって、その目

標に基づく計画がもう少し具体化されて、次からこれを議論するわけです。それに従って施工の形が、計画が出されてくるわけです。

【植田委員】

5 ページではそういう順序になっています。順応管理をやるわけですからそのような形になるのですが、実際のところ、とにかく1番の計画立案が施工を支えるために動き、施工と並立しながら計画立案が修正されていくという格好になるわけです。我々はそのような状態の中で動かされる形になるわけですね。そのあたりを恐れています。前田先生のおっしゃることは建前です。

【前田会長】

そうなるかな。事務局、どうですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

5 ページの役割分担のところに、計画立案、施工、維持管理と矢印で書いてありますが、少し誤解があるかなと私も理解しました。全体に対しての計画立案は当然必要です。次に、施工するしないもその中に入ってくると思います。ですから、必ず施工がないと次の維持管理に行けないということではなく、計画立案で施工するところ、しないところ、今のままモニタリングするところもあると思います。ですから、まず施工がなければだめだということではないと理解しております。

【植田委員】

具体的にいいますと、この地区には田村揚水機場と、戸崎の排水機場があります。これが両端の境界にあり、この両端の境界地は、この施工地区以外のところも含みます。我々の対象事業は、この地区内の事業と決まっているので、計画と施工と調査が、この辺でラップが出てくる。僕らがイメージしているものと、行政管理内でやれる計画の範囲とは一致しないわけです。そういうときに、まず何をやってからそういうことを評価していったらいいのかということ、我々は聞きたいわけです。排水機場や揚水、例えば水の集まりや、干潟、そういうものは、これで水が来ないと、この地区以外からも来るわけです。僕が聞きたいことは、施工と計画管理、5、6 ページの計画立案は、建設省、国土交通省、国家の計画で決まるものなのです。我々ができるのは、もっと下のところから参加させてもらっているわけです。その辺のラップをまず聞こうとしているのです。

【前田会長】

まず事務所に伺います。さきほど、樋門、樋管の話が出てきましたが、対象区域の中には揚排水機場、樋門、樋管、それから、船着場、船だまり等があります。これらは、文言には書いていませんが、原則的にはそうした占用許可が出ているところは事業範囲から除外されると常識的に考えられますが、いかがでしょうか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

確認で、3 ページのところを見て下さい。写真のところに、今回の事業対象区域が赤い線で示されております。この赤い線の内側、囲まれたところが事業対象区域です。この中で実線と点線があります。実線は、用地境界を確認し、国有地であることがわかっているところです。一部、民地と書いており、点線の入っているところがありますが、ここは今、用地境界測量をしており、確定次第、この民地を抜かした対象区域を実線に修正します。

沖側の方については点線になっており、これは概ね 100m 程度で、これは明確に決められないところであるので点線にしています。

それから排水機場、船だまり、揚排水機場があります。そこは既に占用して使用していることから、対象にしない区域と理解をしていただければと思います。

【前田会長】

誤解を生まないような記載があればと思いますので、事務局、ご検討ください。

まず第1点はそれでいいですね。その次は何でしたか。

【植田委員】

僕は、どうすべきだということをいっているのではなく、今のように計画があって施工があつてと、こういう順序が一本筋になっていますが、これはフィードバックするのですから、両線になった中でいっているのかという基本の事を確認しているのです。一方へ落ちているのはおかしいと思います。

【前田会長】

これは一般的に戻っていくのですが、まず全体の計画は、今考えているところですね。抽象的な目標は、今までまとめてきたところです。それを具体的にどう落とすかは、これから何回か議論する。その勉強会を次あたり、できればやりたいという話だった。現地を見てからやろう、と。さっき、副所長がおっしゃったのはそういうことですね。

したがって、それを踏まえどのような具体的な計画をしていくかは、今、目標が決まるはずですから、この個別目標に基づいて、どのようなことが具体的に計画できるかを皆さんで協議します。その協議した結果を、少なくともそれをベースに、施工は基本的には国交省でしょうから、国交省が施工の案をつくるわけです。その案について、ここで協議することになります。その協議するときに、ここでこういうことが必要だとか、あるいは一部の方が是非こうすべきだとおっしゃっても、それを参考に国交省は検討をするけれども、物理的な問題や経費的な問題、その他の問題で、それは不可能だということもあるかもしれません。逆に、要求はなくても、例えば安全上の問題からこうすべきだと専門家の方でお考えになり、そうするという事もあるかもしれません。少なくとも、その結果と理由の説明はここにあると思いますが、その辺はどうなのでしょう、事務局。

【霞ヶ浦河川事務所長】

まさにこの場で協議して、それからこういうふうに決めました、こうしましたということも報告するようにします。

【前田会長】

要するに、こういう訳でこうしますという説明はいただけるといことです。可能な範囲で。つまり細かい、例えば予算折衝の経過などの話は必要ありませんが、という意味です。具体にある程度納得できる説明があつて、こういう形に落ちますという説明はある。

それを受けて、施工ということですと、本当に土を動かすという大きな仕事は、国交省なり水機構なりでやっていただきますが、それを実際上使える形に望ましくする、あるいは例えば起伏をつける、水を掘りたい、ちょっとした耕運機で済む作業なども、施工の中に含まれる。そのような部分については、各構成員の参加という部分に含まれる。このように私なりには理解しているのですが、事務局、どうでしょう。

【霞ヶ浦河川事務所長】

私どももそのように考えております。

【植田委員】

今の話の確認で、5ページについてですが、ここの図は不完全だから直してほしい。上から下に落ちるだけじゃなく、下から上に上がる線を1本入れてほしいということと、一番下からの点線は、施工の下に入るのではなく、施工の前に来る形にしてもらいたい。行政の役割分担の説明にはいいけれども、一方的な図になっています。

【前田会長】

点々の矢印の行き先ですね。

【植田委員】

この点線の矢印は施工の前に上がらないといけません。

【前田会長】

いや、そうではなく、施工した結果、維持管理をして、モニタリング等も行われ、今度はその結果をフィードバックして、また次に変更していこうという……。

【植田委員】

それが1サイクルで、次の長期のサイクルでは順応管理していくわけですから、上のところに戻る。それをどのように判断するかは専門家とみんなで協議するのです。

【前田会長】

のところには戻れないと思います。

【植田委員】

戻れないです。戻れないけれども、その下に戻らないと……。

【前田会長】

その次の矢印のところを妥協点でどうですか。

【植田委員】

と の間のところへ戻りたければ、今まで論議していることに整合性があります。

【前田会長】

全体計画の構想の問題になってしまいますから、そこへは戻せません。したがって、 と の間あたりに戻す。

【植田委員】

それでいいです。それからもう一つ、おのおのブロックごとに、施工のところに移すのでなく、もう一つ上がっていく点線の道がないと、全体の作業分担をして、みんなが集まってやる、チームをかたどってやる 国土交通省が困るのですよ。みんなに諮っておいて、それをまとめる段階になったら、横と縦の系の関連ができないではないですか。

【前田会長】

では、ここはいいですね。真ん中に入れてください。この問題はこれでいいとして、ほかに。

【沼澤委員】

今回の役割分担のアンケート結果を見ましても、公募委員の団体、個人ともに、施工に「 」をつけています。具体的に何ができるかという、10、11ページの資料を見ても、個人、団体ともに、具体的にいろいろな項目が出ています。それを見ますと、かなり専門家としてかかわる、あるいは業者としてかかわるようなニュアンスで表現されているところもあると思います。

そうしますと、そういったことをした場合に、支払いや、営業的な部分が入ってはしないかという懸念があります。我々は公募委員で、いかに当該地区での自然再生を立派なものにしていくかという観点、精神で参加しているわけですから、委員の方に利益誘導といった言葉が悪いですが、そのようにならないようにと思います。その点、自然再生推進法の法的な考え方はどうなっているかということを知りたいということと、施工はかなりいろいろなものが含まれてくると思います。

ですから、施工のアイデアを出すとか計画を出すとかということだけでしたら、営利的な部分あるいは営利誘導的なものはないかもしれませんが、実際に何か作業をする、大型機械を提供や体を使った作業をするというときに、やはり支払い関係が生じるのではないかという懸念があります。この委員に関係のない業者に発注することは構わないと思いますが、関係者にそういうことがないようにした方がいいと思います。

【前田会長】

基本的にはそのとおりだと思いますが、施工の過程の手続上の問題については、発注者の倫理の問題です。

【事務局】

当然、国土交通省は事務局、委員としての立場がありますが、公共事業を実施する責任も持っています。その責任を逸脱し、この協議会を優先するということは行政マンとしてあり得ません。国土交通省の役人として、河川法や契約に関連する法律に基づき、適正に実施します。

当然、役割分担の中でも、ここで決められたことの中で、やりたくないからということではなく、役人は役人としての役割分担、責任がありますから、その責任を逸脱した話は、この協議会でこうしろといわれてもできない。その線が明確に、行政と個人との間では線が引けるのかなと思っております。ですから、我々がここで実際の施工をするときの施工に対する契約関係は、当然、我々は適正に実施しますので、そのような懸念はないかと思っております。

【沼澤委員】

ありがとうございます。公共事業を行政がやる場合の基本的な姿勢はわかりました。ただ、自然再生推進法では、私自身も法の文章そのものについては余り見ていないのですが、自然再生推進法ではその辺は何か明確化されているのでしょうか。

【事務局】

その辺の中身は書かれておりません。

【前田会長】

要するに、自然再生法の精神は、「みんなでやりましょう」でしょう。そのうちの例えば国交省や水機構がそれぞれ分担してやることは、それぞれが発注するわけですから、非常に細かい規定がそれぞれにあるはずですので、それに基づいてやる。あるいはボランティアで私が例えば土建屋だとします。施工業が可能だとしまして、私がボランティアでやるという分には、皆さんの話によってはいいかもしれませんが、「国交省、おれ、これだけやるから、これだけかかるから金よこせ」、これはあり得ないと理解しますが、いかがですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

あくまでこれは実施者が実施者の責任で実施者の力で行うことになりますので、実施者が何人かここにいますけれども、実施者のAから実施者のBに委託をすることはないと考えております。あくまで実施者の責任で行うということです。

【前田会長】

沼澤さん、いいですね。

【沼澤委員】

ありがとうございました。

【前田会長】

ほかにいかがでしょう。

【荒尾委員】

自然再生推進法に基づく自然再生事業については、釧路で行われた釧路湿原の問題や、サロベツ原野の自然再生推進法に基づく事業等に、日本雁を保護する会の会も参加し、いろいろ議論を交わしておりますので、私の立場もそれにのっとった形で、この場で発言をしながら、かつ責任を持って全うできることはやりたいと考えています。

その上で一つ、7ページになります。ここには計画については書かれていませんが、今回の事業目

的は、少しずつやりながら、その結果をまたフィードバックしながら、結果を積み上げていくという、ある意味でエンドレスの部分があると理解しております。その中で、私どもの立場でいいますと、あくまでも基本として果たさせていただける範囲は計画の部分です。ここについてはしっかりと、私どもは研究家の方が多いので、総力を挙げ、この事業に参加させていただきたいという考えであります。

【前田会長】

ほかにいかがでしょうか。

5ページの役割分担の中の、「前浜等の施工への参加」について、今、「前浜等の」を削りましたが、そこに、「計画立案」という文言をこの前に入れるべきかどうかをお諮りしておきましょう。事務局案では、これはもう当然全員が参加することになっており、わざわざここに書くことはないという考えかと思いますが、危ないから書いておいてくれというお考えもあるかもしれません。

ここでご意見を伺います。やはりきちっと書くべきだという方、ご発言をお願いします。

【荒尾委員】

今回の事業は、エンドレスで事が進む事業計画だと思います。したがって、計画立案という中で、施工しながら、またそれを少しずつ改定していくという形の事業形態だとすれば、事業計画を一回完結したからそこで打ち切るということではなく、必ずこれをベースとし、基本として置いておいていただきたいと思います。

【前田会長】

要するに、計画立案と書いてないのは、初めは書いていなくてもいいが、後からいろいろな問題が起こる、あるいは何か考えを変えた方がいいことが起きた際に、それもこの場でディスカッションされるというのが事務局の考えでしょうが、それならば、同じことなら書いておいた方がはっきりするという考え方もあり得るのですが、事務局、どうです。

【事務局】

何ら問題ないと思いますので、事務局案としては計画の立案を、それぞれの文章の方にも入れて、整理をしてご提示したいと思っております。

【前田会長】

ありがとうございました。

【高村委員】

施工以外の環境管理、モニタリング、学習、広報といろいろありますが、それらはすべて独立しているものではなく、相互にやらないと、広報活動をやろうと思うとモニタリングのことも理解していないといけないし、全体を理解していないとできないわけですね。だから縦割りで考えるということは、余り適切でないかもしれない。

あとは、順応的管理ということ、このルートの中でしっかりと位置づけをしないとけないと思います。このA B C Dをおのおのやっても、データの情報の共有化と、その解析と評価を入れていかないと、もとに戻れない。A B C Dをそれぞれ立派にやっても、得られた、モニタリングしたデータで、施工した結果どうなったか、それをどのように考え、それはそのまま続けていいのか、又はやり直すのか、そのような評価が大事だと思うのです。それを皆さんで協議できることが、自然再生協議会のすばらしいところなので、そこはぜひ書いてもらった方がいいのではないかと。

だからやはり情報の共有化です。科学的データ、モニタリングを皆さんがして、ここにこんな鳥がいたとか、こんなことがあったとか、そのようなことを皆さんで調べるわけです。それは、どこかで情報管理して一元化するところが必要です。それを解析して、評価するところも必要である。それをまたフィードバックさせていくということを入れていただきたいと思います。

【前田会長】

情報の共有化のために必要な情報管理は、当面、事務局が引き受けていただけると考えてよろしいですか。

【事務局】

結構です。大きくは今回のような環境のアダプティブマネジメントをどのようにやっていくのかという全体の流れの話と、もう一つは実際に公募委員、行政が入った中の役割分担の話とがきれいに整理ができていないところがあります。その表現は、次回お示しする案には工夫をしていきたい。実際にやる内容については、高村委員おっしゃるように、当然、評価まで情報を共有化して、それを解析して、その評価をするのもこの場だと事務局としても理解しております。

【前田会長】

今、思いついたのですが、先ほど植田さんから話があった点々の位置。先は変えることにしました。その出始めのところ、箱から急に出ています。そこに、事後評価というような一箱を置いて、そういうステップがあるということを図の中に書いていただければと思うのですが。

【平井委員】

5 ページのモデルの図ですが、点々の右側に事務局の方で2点、「科学的な評価を加え事業に反映させる」「順応的管理に勤め」とありますよね。ここのところが今、高村委員の方からいわれた情報の公開と事業のアセスメントになるので、ここもきちっとボックスにして、矢印も点々ではなく、同じ太さの実線で上に戻るような図につくり直していただきたいと思います。

それから一点、矢印の戻る先が、確かに 計画立案の上の全体構想は一応決めて認めるわけですが、実施計画については、これから考えるとなっているので、場合によっては実施計画に戻る可能性がある、まずかったら実施計画から見直しましょうという意味で、矢印は と の間に戻るのではなく、 の中の下の段ぐらいに戻るというニュアンスだろうと思うのです。そういうことも含めて、この図をなおしていただきたいと思います。

【前田会長】

ごもっともですので、ご検討いただきます。他に今までの議論で直せという話ありますでしょうか。よろしければ、これは修正されて、今日の資料自体を修正してもう一遍出すということはないですね、事務局。

それを踏まえ、次に自然再生全体構想をつくるために今まで話を続けてきたわけですから、これをまとめたところで全体構想の原案が出ているので、これについて次に論議したいと思いますが、ここで休み時間にしたいと思います。

【事務局】では、35分から始めたいと思います。

【前田会長】では35分から、全体構想原案について、総まとめのところを議論します。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

3. 自然再生全体構想(原案)について

【前田会長】それでは、後半始めます。

先ほどの続きで、自然再生構想原案の協議に移りたいと思います。少し分厚いA4の冊子です。こ

れについて事務局から説明をお願いします。

自然再生全体構想（原案）の説明

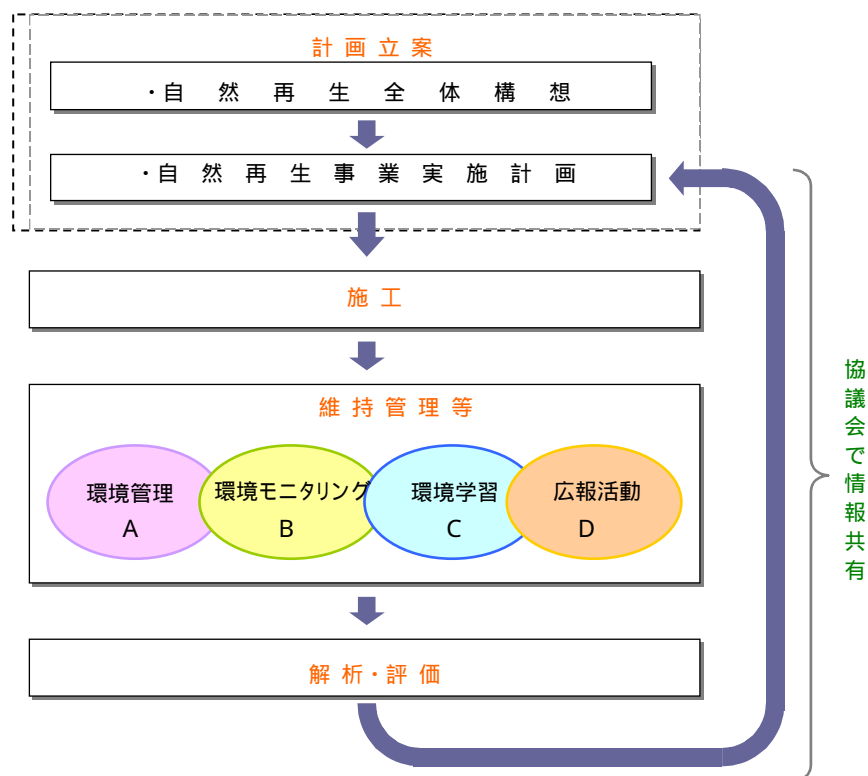
【前田会長】

これがまとまりますと、ようやく総論が終わり各論に入るわけで、できるだけ規則につかまっている話は今日で終わりにしたいと思います。今の説明についてご意見を承ります。

その前に、先ほどの議論の中で、資料2の5ページの図について、事務局から修正案が出ましたので、説明してください。

【事務局】

「自然再生の進め方」を中心に置いた図を事務局案として、ホワイトボードにまとめました。



5ページの図では計画立案のところで、全体構想と実施計画を一つの枠の中に入れておりましたが、それを2つに分ける。全体構想を受け実施計画をつくる。実施計画をつくった後に施工をし、それから維持管理。維持管理の中には、ここにあるA B C Dいろいろなものをしていく。それをやった中で、4番目に新たに追加した解析評価をし、その矢印が実施計画にフィードバックされるという形に、修正しました。ご理解をいただければと考えております。全体の中身については当協議会で情報を共有するのは当然ですが、このような形で5ページの下の方の図を、これは役割分担というよりは、当協議会で行う自然再生の進め方の図という形であらわしたいと思っております。

【前田会長】

ありがとうございます。要するに作業のフローチャートと書いていいわけですね。そういう形で整理したら、計画立案を全体構想と実施計画の二つに分けた。そして一番下に解析評価をつくって、解析評価の結果は、実施計画に戻っていくというフィードバックのサイクルをつくったというところで、これでご了承いただけますか。全体構想の原案の中にはこうした絵はないのですか。

【事務局】

これを実施計画の中につけたいと思います。入れ方は工夫をさせていただきます。実施計画の方に回すのか、あくまでも今回の協議資料の修正版として、第6回の協議結果として残しておいて、実施計画の頭に載せるのか、それとも、今日提示した構想のどの部分かに入れるのかというところで整理をしたいと思います。

【前田会長】

つまり、進め方ということになると構想の一部と考えられるし、作業手順として考えると計画の中に入りますね。どちらでもよいものですが、何かご意見ございますか。

【植田委員】

非常にいい案に変わったと思っていますが、最後が解析評価となっていますが、解析は我々市民はどれだけ役に立つのか。要するに、解析を含めた評価になるのが妥当ではないかと思いますが、どうして解析が入るんですか。この中で解析をできる人、専門的な立場に立っているのですか。どういう意味ですか。

【事務局】

事務局が今、書いたところは、自然再生の進め方ということで整理をした。評価の中に解析というのが当然含まれるということであれば、評価だけでも結構です。先ほどの高村委員の言葉を尊重して解析評価という言葉を書きました。実際に解析をするのは、当然、行政側の仕事とっております。

【前田会長】

私の個人的な意見ですが、構想の中にこのような進め方を踏まえたということまでで構想は終わりとする、後の議論がしやすいかと思うのですが。可能かどうかは後で検討してください。

【事務局】

了解しました。先ほど、全体構想の説明の中で、自然再生事業の概要が15ページにありましたが、この後ろのページに事業の進め方ということで、今のフローチャートを整理して掲載したいと考えております。

【前田会長】

この冊子は事務局がまとめたもので、中身は、よそも含めこんなふうにつくるという話が決まっております、それにあわせてつくったもので、骨子は、今まで議論してきた14ページの絵、そしてその進め方としての15ページです。そして最後に22ページの役割分担ですが、これについてはまだ文言の修正ありと先ほど説明を受けました。なお、これを見て不十分、落ちているなどをご意見等を含めてお願いします。

【山根委員】

22ページの役割分担のところですが専門家が助言ということでなくて主体的な参加、ほかの委員と同列にというお話でしたが、そうすると表は に変えるということですが、文章の方も表とあわせて少し修正を加える必要があるかと思います。

【前田会長】

多分、ほかの自然再生事業も大体助言と書いてあり、専門家は専門家として助言をするわけでしょうが、例えば施工に参画するというときに、専門家の立場から参画するのかが怪しいところですね。一市民として参画することもあるということは許してもらえるのか、文言解釈上はどうなるのか、事務局、どうですか。

【事務局】

助言に施工をつけ加えるかについては、専門家の方と相談したいと思いますが、ここに書いてある

のは主体的に主に分担するものとして、「 」がないところに手をつけることはできないということではないと考えていただきたい。ただし、先ほど施工についても「 」にするという話がありましたので、別途、専門家の方については、施工に参加するかどうかというところを協議させていただきたいと思います。

【前田会長】

一番上をちょっと工夫してもらって、メーンのことだけ書いたもので、それ以外をやってはいけないという話でなく、少なくともそこに責任を持ってよということを書いたということが伝わるように検討してください。

【事務局】

全体構想の原案 23 ページでは、若干その辺読めるようなことを書いたつもりですが、もう少し具体的に書いた方がよろしいでしょうか。

【前田会長】具体的でなくていいですよ。考え方を明確になるような文言を考えればいいので、中身が間違っているわけではないから。後で考えましょう。

山根さん、それでいいですね。

【山根委員】

はい、結構です。

【前田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【茨城県漁政課】

確認したいのですが、22 ページの役割分担の茨城県のところで、「他の地元の諸計画との調整」というふうにあります。具体的にどのようなことが考えられるのでしょうか。

【事務局】

この周辺で計画されているその他の計画と、今回、自然再生協議会で進めている事業内容について、区域が重複する部分があったときに、茨城県の計画と整合性がとれるか、先行されている事業計画にうちが何か悪影響を与えないか、そういったところです。

【前田会長】

そうすると、大きくは湖岸線の計画とか。

【事務局】

第 2 回協議会で、サイクリングロードの話ですとか、ビジョンですとか……。

【前田会長】

ビジョンがありますから、県が一番上にそういう計画があり、その中の部分には、自転車道、サイクリングロードの話もあります。だから地元の諸計画を書くか文言的に検討して、ここの問題は解決するように思うのですがどうですか。

【茨城県漁政課】

そういうことであれば、お願いしたいと思います。

【前田会長】

地元というのは何だかよくわからないから、文言を後で考えてみましょう。ほかにいかがですか。

【清水委員】

全体構想原案の 14 ページ。ここに自然再生全体目標が出ていますが、前回のとき、前田先生に読んでもらいましたが、前提条件として、水質を前提として立案する、と。

【前田会長】

水質のことは配慮事項として入っているわけです。

【清水委員】

この前のときはもっと長い文章できちっと入っていましたね。

【前田会長】

実質的な話をするときには長い文章になるのですが、ここではできるだけ短くということで、精神だけを入れてあると解釈していただければと思います。具体的にどういう配慮をすべきかは、計画の中で出てくる。ここでは精神だけが書いてあるということでご理解いただければと思います。

【清水委員】

ここで定められた地域がありますね。航空写真で示されている、あるいは全体構想でいえば最初のページに丸でかいてある、この地域というのが対象となる。

【前田会長】

そういうことですね。

【清水委員】

ここに入ってくる水は外からのものも紛れ込んでくるわけですね。

【前田会長】

そうです。したがって、ここでそれを具体的にいえませんので、霞ヶ浦のというように少し大風呂敷をかけているわけです。

【清水委員】

そういう紛れ込んでくる水の問題も配慮に入れた上で……。

【前田会長】

水は交換しますよね。それは承知の上ですが、少なくともこの文言から読めることは、最低これ以上水を汚すということ、きれいでない方向に持っていくことはやめましょうというのが最低ですよ。その次には、よりきれいな水になる方向に、何か役に立つ方向にいくよう考えましょうということですね。

【清水委員】

いや、それだけでないと思います。いろんな関与の仕方が出てくると思うのです。

【前田会長】

配慮の仕方は後の話なのですよ。

【清水委員】

この前、読んでいただいた長い文章がありましたね。それを前提条件とするのだというので、私はわかりましたとお話したのですが、それがこの文章の中に入っていない。

【前田会長】

入っていないですか。

【清水委員】

持ってくればよかったんですが、この前の文章がそのまま入ってくるのだと思っていたのですが。

【事務局】

配慮事項のところの文章は、第3回のときにご提案をさせていただいて、少し長い文章ですが、第4回のときに今の形で修正案を出しご了解をいただいていると事務局としては解釈しております。

【前田会長】

精神を受けて、できるだけ短くこの中ではしようということでもとめた。具体にはこれまでの議論は踏まえていることになるわけです。第3回はもっと字がいっぱいあった。

【事務局】

第3回では、きれいな水の再生ということで、湖に流入する水をと、いろいろ前提条件を書いていたのですが、配慮事項について細かく端的にしたものを第4回で提示して、この形でご了解をいただいていると理解をしています。

【清水委員】

今回は第6回ですから、前回ということは第5回ということになりますか。

【事務局】

第5回的时候には、既に第4回を受けてこの部分についてはオーケーになっている。第5回では、配慮事項の人と暮らしのところの、漁業の例示だけではなく、農業の例示が議論になりまして、今回、その部分について説明をした。

【前田会長】

流れとしてはそういうことです。これはこういう形でまとめさせていただければと。つまり1ヵ所だけ大きくすると、ほかも全部丁寧に書かなければならなくなる。そうすると、目標の中には入り切らない、あるいは部分的に後で不可能になったときに目標自体が壊れてしまうという可能性があるのので、ここはできるだけ簡潔かつ抽象的に書いておこうという、そういう精神でまとめさせていただいた。

【清水委員】

前からたびたびご提案して、前回、認識したのは、霞ヶ浦に河川を通じて流れ込んでくる汚水ですね、それが霞ヶ浦の水質をかなり流動させているわけです。それは海域にも当然影響を持っているわけです。それを除いて自然再生ということはありませんか。

【前田会長】

お話をわかりますが、これは霞ヶ浦全体をどうするかという問題にも全部つながっていますが、それをないがしろにしようという意思はありませんし、国交省や県は、それに向けて努力されていると思いますが、この事業の中ではこの事業の中に入る形で、ほかの事業との整合性を保って、この中に入れていくことから、ここではここにまとめさせていただくという意味です。

【清水委員】

そういうご説明で私も納得しています。ここではやれない。メンバーが違うし、事業が違うという意味はわかります。しかし、それを抜きにするということはありませんか。ですから、そういうことは前提にしているということをお書きに入れるということで、この前お読みいただいたんだと思います。

【前田会長】

前書きというのは、どれですか。

【清水委員】

はしがき。ちょっと正確な言葉は、ここに文章がないものですから……。

【前田会長】

前回もこの形でやったので、つまり精神自体ですよ。

【清水委員】

今いわれた配慮事項、右上の「きれいな水の再生」、これだけでは……。

【前田会長】

つまり、14ページの「自然再生全体目標」、この中に、非常に抽象的ではあるが、そうしたもろもろの論理を包括的に示していると、我々は解釈するという理解が成り立っていると思います。その中の前書きに当たる部分、「願って」というところ。やるとはいえないので、ここではあいまいに「願っ

て」としているのですが、「願って」というのは、できるところからやるということと、できるところまで進めたいという気持ちが入っているとご理解いただきたい。

【清水委員】

とにかく、この前お読みいただいた前提条件として出された問題は、霞ヶ浦に入ってくる汚水。

【前田会長】

前提条件は、皆さんの了解事項として了解していただいたと思います。文言は、法的に定められた手続上のものとしてまとめて、大臣のところへ出すものをできるだけ簡潔にまとめるという作業で、ここから、おっしゃるような具体的にどうしていくかというときには、計画の中でこの抽象的なものを、今度は具体的にどうとらえるかということにおいて、再度ご議論、ご意見を賜り、それを具体的に、どうすればよいのかということを検討していただければと思います。

【清水委員】

霞ヶ浦はきれいにしていこうということはみんな一致していると思います。TPなんかはどんどん上がっているわけですが、それは、霞ヶ浦の中だけで上がっているのではなく、いまだに外部から入ってくる量がふえている。

【前田会長】

この問題はここで打ち切らせていただきます。つまり、論題を変えて別のところで議論したいと思います。

【高村委員】

今に関連して、私、最初の目標設定のテーブルのときに清水さんと同じテーブルでしたので、清水さんのおっしゃることがすごくやっぱり……。その思いを入れていただきたい、ぜひ。

【前田会長】

思いはわかります。

【高村委員】

配慮事項では少し弱い。水質が回復しないと本当の再生はないというのは間違いのない事実なので、何らかの形で、清水さんが今おっしゃった、負荷を減らすなり、水質を改善するというふうなことを少し入れていただくと、清水委員の思いが……。

【前田会長】

その問題は前に議論しましたが、基本的にこの枠の中で霞ヶ浦の水質の保全ないし再生を具体的に展開する施策が、処方考えつかない。しかしながら、部分的には、どんな小さなことであってもある程度生きる。水質を改善すること自体を目標にすると、自然再生の目標自体が、水質が改善されないと達成されないことになる。したがって、ここでは、ほかのことをやった結果、結果的に水質が改善されるという、そういう方向を目指すことを皆さんに共通理解していただく。しかしながら、個別目標の中にそれを入れるには余りにもスケールが小さ過ぎるのがこの地区なので、ここでは配慮事項として「寄与すること」ということで入れて、これがあるのだから、具体的な計画の中でこういうことをやればよいということが出たときには、配慮事項としてこれを今度は取り上げていこうという……。

【高村委員】

私は逆だと思います。具体的な配慮事項としてそういう問題はできないです。実際問題として、やはり全体目標の中に、10文字でもいいので、それを少し入れていただいて……。それを「願って」ですから。私たちはそれを願っているわけです。

【前田会長】

なるほど。「願って」という言葉を生かせば……。

【高村委員】

はい。こういう協議会は参加者の個性が活かされるものですよね。だから、やはり清水さんが今おっしゃったことを、全体で決まったことだからとか、多数決をとるとかではなく、入れられるものなら入れていただきたいと思います。

【前田会長】

高村さん、清水さんのおっしゃることは気持ちとしてはよくわかりますが、自然再生全体目標を今、修正するというのは、手続的にどうかと議長として困っています。

【事務局】

事務局としては、この議論で皆様方が再度見直すというのであれば、当然、修正いたします。

【前田会長】

では、高村さんと清水さんのお話があって、全体目標を考え直してもいい、文言的に修正してもよいとお考えの方、挙手を願います。

次に、その必要なしという方、挙手願います。

【事務局】

変えるという方が多いです。

【前田会長】

変えるという方の方が多し。では、これは緊急動議と受けとっていただき、そのことについてご意見を賜ります。具体的にどうしろという言葉がありましたら、ここを出してください。

【高橋委員】

私は変えなくてもいいという方に、手を挙げましたが、この問題は、やはりかつて最初の1回、2回のころやっていた水位の問題と同じような関係の問題であって、再生事業でそこまで突っ込んでやる必要はないと考えます。

【前田会長】

今はその議論をしないで、例えばここに仮に、美しい水に囲まれ、そして変化に富む水辺空間を再生しとか、適当な文言を事務局と検討して入れ、今、変えた方がいいという話が多かったので、そういうことを入れ、入れた結果を後の素案の方で示してご検討願うということで処理する、ということで皆さん、ご了承いただけますか。

【植田委員】

理由をいわせてもらえますか。

【前田会長】

いいです。ここでは理由は要りません。

【植田委員】

僕は14ページの原案のままでいいといいたい。4回、5回の議事録をもう一遍読んでもらえばいい。それでここにたどり着いている。先ほど議長がいったように、水質の問題は直接対象にしないが、間接的に対応した中で行くという目標を我々は今までかかってつくってきたのです。それを軽々しくも目標のところを……。1回ずつ聞いたらそれなりにいいような感じを受けるけれども、それなりの検討を経て、4回、5回、6回と今までの背景があるのです。この文字の中にはちゃんとそういう思想が入っています。変える必要はありません。

【前田会長】

一般の議事でしたら、今のような動議は一般の会議では採択しません。それが常識です。しかし、ここでは堂々めぐりして、もとへ戻るといふことは何回もやってきましたから、ここは特殊なやり方

である。常識よりは、むしろ全体が何回ももみ合いながら、ある共通理解に達することの方がより重要であるという考え方を尊重することで、論議をし尽くしましたので挙手をいただきました。その結果、多少とも変更というご意見の方が多かったので、ここではそういうご意見を尊重せざるを得ないと議長としては判断しまして、これを配慮せざるを得ない。

したがって、どのように変更するかは、時間の関係もあり、全体の整合性から厄介なことがありますので、事務局と相談して、案をつくり、皆さんにお見せしますので、それをご検討の上、次回、それについて、これによろしい、だめならばだめと、いっていただいて、次回にはこの冊子全体を決めてしまう。そこから先はもとへ戻らない。一回つくってしまったら、それで終わり。そのところまでを今度は踏まえて、次の具体の議論に移るという手順でいきたいと思います。

【高村委員】

役割分担のところ私の意見をいわせてください。「 」と何も書いていないところの区別がどうなっているのかは、きっと県や市などの持っている役割をもとにつくられたと思うのですが、例えば広報活動に専門家に「 」がついていないとか、いろいろ考えてみると……。

【前田会長】

「 」がついていないのは何ですって？

【高村委員】

例えば、専門家は広報活動のところに「 」がついていない。専門家の知識がたくさんある人を広報活動に使わなくて、何をもってして広報活動ができるものかと。先ほど茨城県の方が質問されましたが、もっと県や土浦市、かすみがうら市も、自分たちでやりたいことをもっと主体的にかかわっていただきたいような気がします。役割分担はこのように示さないといけないものなのですか。私はみんなに「 」がつくのでいいのではないかと思います。

【前田会長】

精神はみんなに「 」ですよ。

【事務局】

事務局としては、役割分担は法律上、構想に書き込めというので、書き込まなければいけない。これは別にアンケートしているわけでもない。行政側は当然、行政の責任と役割は決まっていますから、役割をはみ出で、これがしたいというのは、実際にはいえない話なので、行政としての責任の範疇でできるものに「 」をつける。何がやりたいという思いは入りません。

ただし、公募委員の方々は、個人の責任でどれに参加するというのはできますので、これについてはアンケートをして、そのアンケートに基づいて、参加していただけるとものに「 」をつけている。専門家の方については、十分議論をさせていただいて、環境学習は「 」だけど、広報活動は空白になっています。ここは専門家の方々でご相談させていただきたいと思います。

【前田会長】

先ほどの問題に戻りますが、主にこういうことで整理するという話があれば、ほかをやってはいけないというわけでもないのだし、余りかたく考えないで済むような文言を整理していただければ。ここには今後変える可能性があるとして書いてあるわけね。これは、でき上がったときにもこう書くのでしょうか？

【事務局】

はい、そうです。

【前田会長】

したがって、逐次見直すという、無責任という意味ではなくて、状況に応じてフレキシブルだとい

う。ただし行政はそうはいかないところがあるから、それはしかたないと、こういう意味ですね。

【事務局】

誤解があるといけないので、構想のこの部分を常に見直すということではなく、先ほど書いたように、手続き上は、実施計画は当然実施主体がそこできちっと書かれるわけですから、この構想をもとにして実施計画をつくる時には、実施者、要はこの役割分担を持つ者の名前がきちっと実施計画に入ってくるわけですから、そこで見直しはあり得るという……。

【前田会長】

個々にですね。一つ一つの仕事についてそうなるということですね。

【平井委員】

副議長として、会の進行に関して。会長が先ほど大事なところ、全体目標を変えて、事務局案をつくってもらって、それを次、承認というのは、非常にむちゃくちゃなやり方だと私は思うのです。すごく大事なこと、これは時間をかけて丁寧にやってきたことを、事務局が案をつくって、そんな簡単に認められるものではないわけです。

私も確かに水質の問題や、この間の勉強会でも水位のことがすごく重要だという話をし、十分わかっているつもりです。この全体目標をよく読んでいただくとわかるように、下の集合図とうまく合わせて、言葉を選び、何度も何度も私どもと意見を交換しながら、変化に富む水辺空間、動植物、環境教育の場という、非常にうまくできた文言なのです。それを、多数決で確かに変えた方がいいという意見の方が多かったけれども、全員が全員、全体目標の中を今、書きかえろというご意見でもないのではないかと思います。

私は議事進行の上から、お気持ちもよくわかるし、僕も本心は別にあるのだけれども、やはり会議の手順として、場を踏んで決まってきたことですから、全体目標を今からいじるなら、ほんとにまた3回、4回、重ねないとおかしいと思います。（「賛成」の声あり）

とすれば、やはり最初に前田会長がいわれたように、配慮事項のところをもう少し詳しく、事務局のものと提案された文案に戻って、二、三行に少し膨らませれば、きょうのご意見のご意向も入れられるのではないかと。あるいは先ほど手を挙げていただきましたけれども、全体目標の修正となると、下の図との絡みもあるし、僕は時間をかけなければおかしいと思いますが、いかがでしょうか。（「賛成」の声あり）

【前田会長】

では、ここで、進行係としての案を申し上げます。配慮事項、きれいな水の再生というところに、その下に1行ありますが、最大これを2行にする範囲内で文言の修正を考え、皆さんに提示する。それでご了承いただけるということですのでよろしいですね。

【沼澤委員】

配慮事項の説明を1行から2行にふやすということは賛成ですが、そのときにメカニズムを説明していただきたい。この自然再生事業が開始されると、どうして水がきれいになるのかというメカニズムです。例えば砂浜ができたらどうなるとか、アシ原ができたらどうなるとか、あるいは内部的な環境ができればどうだとか、あるいは沖宿の生活排水をどう処理すればいいんだとかいうことをイメージとして出してもらった方がよいと思います。

【前田会長】

まだいろいろあると思いますが、もうこれについて議論はここで打ち切らせていただきます。ほかの問題がある場合に困りますので、後で時間があればまた戻ります。

いかがですか、ほかにございますか。

【平井委員】

議事進行係としては、事業概要のところ、個別目標を事業内容とするということで、ちょっと理解しにくい面もあるので、そこを議論していただきたい。

私の意見として、ここでは個別目標を3つ書いてありますが、前の図の中で文章化されたところがありますよね、3行ずつくらい。これも個別目標のところきちっと説明をしていただいて。余りにもこのところが薄いので、説明していただくということと、事業の実施と真ん中にある中核のところが多分、さっき黒板に書かれた事業の実施はこう行くんだよという、私たちの基本的なスタンスが今、了解されつつあるので、できれば事業の概要の次のページに、ここに書かれたフローチャートを入れておけば、これから私たちが個別事業を企画立案して進めていく上での共通認識が文章として全体構想の中に残るのではないかと思います。その辺、いかがでしょうか。

【前田会長】

15ページが簡単過ぎると。これはごもっともですね。もう少し味つけをしていきます。ほかにこの冊子についていかがでしょうか。

【浜田文男委員】

資料の間違いや不鮮明なところがあるのですが。

【前田会長】

指摘してください。

【浜田文男委員】

5ページ。100m程度を対象範囲とするということですが、これはなぜ100mなのか。次に、この地図ですが、民地が2カ所かいてあります。他にも民地があると思います。

次に13ページ。沖宿4号樋門と5号樋門の位置が間違っています。

それから、その下「沖宿地区周辺の湖岸の特色」に「既設の消波工が設置されており、護岸沿いにはある程度まとまった植生が分布する」と書いてありますが、確かにこのとおりですが、これを見ますと消波工が設置されているから植生が分布するというように書いてあります。これは間違いです。

細かいことは別にして、さきほどの100mのことについてお答えいただきたい。

【前田会長】

これは第1回か2回で議論したと思いますが、おおむね100mはなぜ100mか。所長、お願いします。

【霞ヶ浦河川事務所長】

沖合についてどのくらいまで対象にするかは、今回は湖岸帯の自然再生ですので、沖合の方に少し出ていかなければならないと考えております。そのときにどのくらいまで想定しようかと考えたときに、勾配例えば50分の1ぐらいで湖の底に着くぐらいと考え、約100mぐらいかというところで設置しております。ですから、100mが必ずしも100mでなければならないということもないし、前に深いところがあれば、そこは10mぐらいになるかもしれない。また、110m行けばうまくいくといったら、110mになるかもしれない。そのぐらいの100mという意味です。

【浜田文男委員】

大ざっぱに100mと書きたいのですが、とにかく安定した地べたをつくるのが大事なことで、当然のことですが、十分練った実施計画を出してもらいたいと思います。

【前田会長】

事務局、修正すべきところを修正してください。

【浜田文男委員】

雑な資料が前回から目立ちます。もっとしっかりとつくってください。

【前田会長】

民地のところについては、最終的には整理して提示されるということです。ほかにございますか。よろしければ、今、意見があったところを修正し、素案をつくることを含めて、事務局、今後の予定をお願いします。

【事務局】

今日の段階で皆様方に、細かいところでこんなところというのがあるし、場合によっては今まで提示した図で、こういうのは重要だから入れておくべきだとかという意見があると思いますので、まず一度ご意見をいただきたい。今日の議論をあわせて修正した素案を、8月の盆前ぐらいにまでにお送りし、今の段階でいただける意見をいただいて、それを踏まえて事務局で修正し、8月中にはすぐにその結果を、今日の議論、それからいただいた意見を踏まえて、再度提示して、皆様に郵送でお送りいたします。それをベースに次回、議論をしたいと思っております。逆にいうと、8月中に私どもがご提示したものを事前に見ていただければ、次回の10月のときにスムーズな議論になるかと思えます。

【前田会長】

よろしいでしょうか。今日、この場でアンケートを配るのですか。

【事務局】

再度、いつまでにどういう形でご意見をいただきたいというものを流します。

【前田会長】

ということですので、全体構想については、これでよろしいですか。

何か、今までの流れについて、今後も踏まえて、何か留意事項等ございましたら。

【小斉委員】

私自身の普段の仕事は内水面水産試験場というように、水産事業の振興の立場で県の仕事をしております。その面で、配慮事項として「自然再生と住民の安全や漁業などの」を入れていただいたのは大変ありがたいと思っています。

ほぼ全体構想がこれで固まりまして、これから具体的な実際の事業をどうするかというような実施計画の作成の段階に入っていくと思いますが、事業の張りつけ等に当たっては、具体的に地元の湖岸をどのように施工していくかという話になってくると思えますので、事前実施計画を作成するに当たっては、地元の漁協、漁業者等と調整を十分やられて、この協議会に実施計画を出した後で漁業との調整がまだ残っているということにならないように注意された方がよいと考えます。

【前田会長】

ありがとうございました。

現場が水産の場でもあるので、事務局は抜きなくやっていただけたと思いますが、我々もこういうことがあると認識して、この先の仕事を進めていきたいと思えます。

4. 今後の進め方

- ・ 自然再生協議会全体スケジュール
- ・ 第7回協議会の進め方（案）

【前田会長】

次回以降の進め方について、事務局からお願いします。

【事務局】

今後の進め方ですが、今回第6回協議会で全体構想原案を提示しました。次回第7回の協議会は、

10月2日、場所は茨城県環境科学センターを予定しております。

今日、全体構想の原案についてご意見をいただき、それを事務局で整理をし直し、素案を10月2日に提示したいと考えております。10月2日は、若干、現地を見る時間をとりまして、皆さんにセンター前周辺を見ていただきたいと思いますと考えております。

霞ヶ浦の湖岸環境に関する勉強会を、7月8日の第1回に続きまして、第2回として9月11日に行いたいと思います。主旨としては、前回同様、霞ヶ浦における湖岸の植生帯や地形等の変遷について、皆様で共通認識をするという第2回の勉強会です。日時が9月11日の日曜日、13時30分から15時。場所は霞ヶ浦環境科学センターの多目的大ホール。講師は、東京大学、西廣先生に霞ヶ浦における湖岸植生の現況と変遷等に関する話題提供及び質疑応答を予定しております。

第7回の協議会の内容は、全体構想の素案を提示して、そこでご議論いただくということを考えております。

【浜田文男委員】

勉強会ですが、今度で2回目、これから先、これで終わりか、それとも計画があるのですか。

【事務局】

今、第3回の具体的な計画はありませんが、できるだけ進めていきたいと思っております。

【浜田文男委員】

1回目、2回目とも専門家の先生をお招きして伺ったわけですが、公募委員の中にも学識経験者の方がいらっしゃいます。研究者の方は一般としての応募はあまりしないものですが、それをあえて一般公募として入っていらっしゃる先生、研究者の方にもぜひ話を聞きたいと思います。例えば沼澤さんや高村さんなど、実践的に霞ヶ浦で研究している方に、専門家と同じとして話を伺いたいと思います。第3回で是非にということで提案です。

【前田会長】

具体には事務局と相談しますが、協議会として正式にやっていくだけでは多分足りないと思いますので、今のような話を、懇談会のような形で適宜、話題を決めて、誰かに話していただき、それをもとにお互い話し合うという機会をつくっていけばと考えています。状況に応じて、必要に応じてやっていくということについては事務局も理解してくれるはずですので、いろいろなご意見をいただければと思います。

【山根委員】

今まで協議に参加してきました、地元の方が見ている情報は大変大事だなという思いがしています。しかし、6回目までの中で地元の方の発言がなかなか出にくい状況を感じます。私は半ば地元のつもりです。近くに住み、仕事もいきましたので。それで、例えば任意に地元で集まって、先ほど10月2日、現地も見る時間をとるということでしたが、会議の中で十分細かく見て歩く時間は難しいと思います。そうすると、任意にこの指とまれ式に二、三人で集まって見て回り、その回ったことを、またこの会に反映するとか、そんなようなことを自由にやってよいでしょうか。やりたいなと思います。

【前田会長】

いけないという規則はないですが、協議会自体の構造が、ここにそのまま持ってきてという形にはなっていないのです。

【山根委員】

例えば分科会をやってもいいし、グループに分けてということもやり方としてはあるということでしたが。

【前田会長】

分科会もないのですよ。グループといっても、今いる人たちをグループ分けするという意味なので。だから、やってはいけないということはないので、逆にいうと、それは正式にやらなければならないということです。だから関連事項としては、おのおのが活動して、それについて情報の出し合う場を協議会の中につくればいい。ここは、あうんの呼吸でいきましょう。

【山根委員】

一々こうやりますと事務局に報告しなくても、個人が、一人で現場を確認するというのも……。

【前田会長】

一人でなくてもいいですが、例えばHPとか、この場の最後に、いつやりますので来てくださいますかともいいと思います。

【山根委員】

では10月まで時間がありますので、まだ具体的にいつとはいえないですが、8月15日までに意見をというのには私にとってはきついです。ですから、15日まではそこに集まったものをもとに検討資料を送って頂けるということなので、10月までの間に現場で見てとったことを、10月の会議に反映するという事はよろしいのですよね。そのようにしたいと思います。

【浜田文男委員】

いつでも案内しますから、どうぞ。

【前田会長】

本当をいうと、立派なことばかりじゃなく、そういういいかげんなものもこの会には必要なんだと思うのです。事務局抜きでやっても構わないので。しかしそれは、フォーマルではないということです。

【高村委員】

これはお願いですが、平井先生の講演、とても聞きたかったのですが、平日で参加できなくて。できたらこれからは土・日にやっていただきたいと思います。

【前田会長】

このような会合もいろいろありますが、諸般の事情として、講演者の都合と会場の都合が優先してしまい、聴衆の都合が二次的になってしまうところが、まことに申しわけないです。

【高村委員】

それと、発表されたスライドみたいなものと、メモみたいなものを……。

【前田会長】

メモについては個人的にご覧下さい。というのは、これは正式でない、協議会のものではないとおかないとややこしい話になるので、協議会の外だ、と。ただし、何かメモがどこかで出回ってはいけないということはないわけで、これは……。

【高村委員】

例えば出されたパワーポイントで、どのように話をされたかわかるものを……。

【前田会長】

平井先生が許してくだされば、平井先生に参考資料として、この前のパワーポイントを出していただいて、それだけでもいいから、平井先生の了解があれば、会議の外で、参考までにとということで皆さんにお配りする手間は、事務局がやってくれるかなと思います。これは平井先生に限らないのですが。

【平井委員】

私に限りませんが、これは協議会と別のボランティアの勉強会なので、かなり厳しいことはいって

いるし、自由な意見も、科学的な裏づけもまだ不十分なものも発表しています。事務局からパワーポイントのファイルをくださいという連絡があったのですが、そのようなレベルのファイルが出ていくと、私の責任上問題あるので、個人的に見ていただくのは構わない。だけど、見たものがそのままどこかに保存され、どこかに出ていってしまうと、科学者として責任を感じますので、その辺のファイルの扱いを、事務局でやっていただくのは反対なのです。これは別の場所にしっかりとした文章で書こうと今、思っておりますから、もしどうしても見たいという場合が、個人の責任でお見せしますが、ファイルは捨ててください。それはこの会場の外でお願いを受ければ、個人的にはお見せします。それと、土・日にやりたいとも思いますが、どうしても都合があるので、そこはもう少し緩く考えていただきたいと思います。

【前田会長】

今、平井さんがいわれましたが、これを全部とってしまいますと、逆にいって、せっかく集まったところで四角四面の話しかできないわけです。これもまたつまらない。したがって、もし講演者ないし著作者がオーケーを出し、それで配ってくださいという要望があった、あるいは周りから要望があって、「ありますが、どうですか」と伺って、それで「いいですよ」といっていただいた範囲内において、場合によっては事務局の手を煩わせて、そういう資料をつくることもあり得るということで了解していただく。これは一般にではなくて、この会を進める上で参考になる事項に限って、事務局の手を煩わせて、会議の外の参考資料として作っていただくこともある、ということで了承いただければと思います。

【荒尾委員】

そういう事項であれば、プライベートな形でホームページあるいはメーリングリスト等を立ち上げることは、お引き受けすることができると思います。

【前田会長】

ホームページに出すかどうかということも、本人の了解や、出せる範囲がありますので、やりますということはホームページに出します。それ以上のことについてはケース・バイ・ケースでということをご了承ください。

ほかに問題がなければ、きょうのところはこのあたりでよろしいですか。事務局、いかがでしょう。

【司会】

結構でございます。ご議論ありがとうございました。以上をもちまして第6回を終了したいと思います。第7回は先ほど事務局からご説明したように、現場を含め10月2日を予定しております。その前に、皆様方に今日の構想案の原案についてご意見をいただいて、それを修正したものをお送りして、10月2日には構想を決めたい。その決まった構想案を持って現地を見て、どうやっていくのかという議論ができればと思っております。

皆様、長い間お疲れさまでした。これで閉会といたします。

(了)